

※社会保険に加入される方へ

お渡しした●健康保険と厚生年金保険のてびき●は、ご覧頂き必ず退職時まで保管してください。

8ページの、資格取得の時（いままで加入していた健康保険からの脱退の手続き）・資格喪失の時（新たに健康保険に加入する手続き及び国民年金の種別変更に関する手続き）はご自身で行って頂く事になります。

奈良県教育委員会

福利課 社会保険担当

TEL 0742-27-9806

●健康保険と厚生年金保険のてびき●

～奈良県で職員として採用され、社会保険(健康保険+厚生年金保険)加入の対象となった方へ～

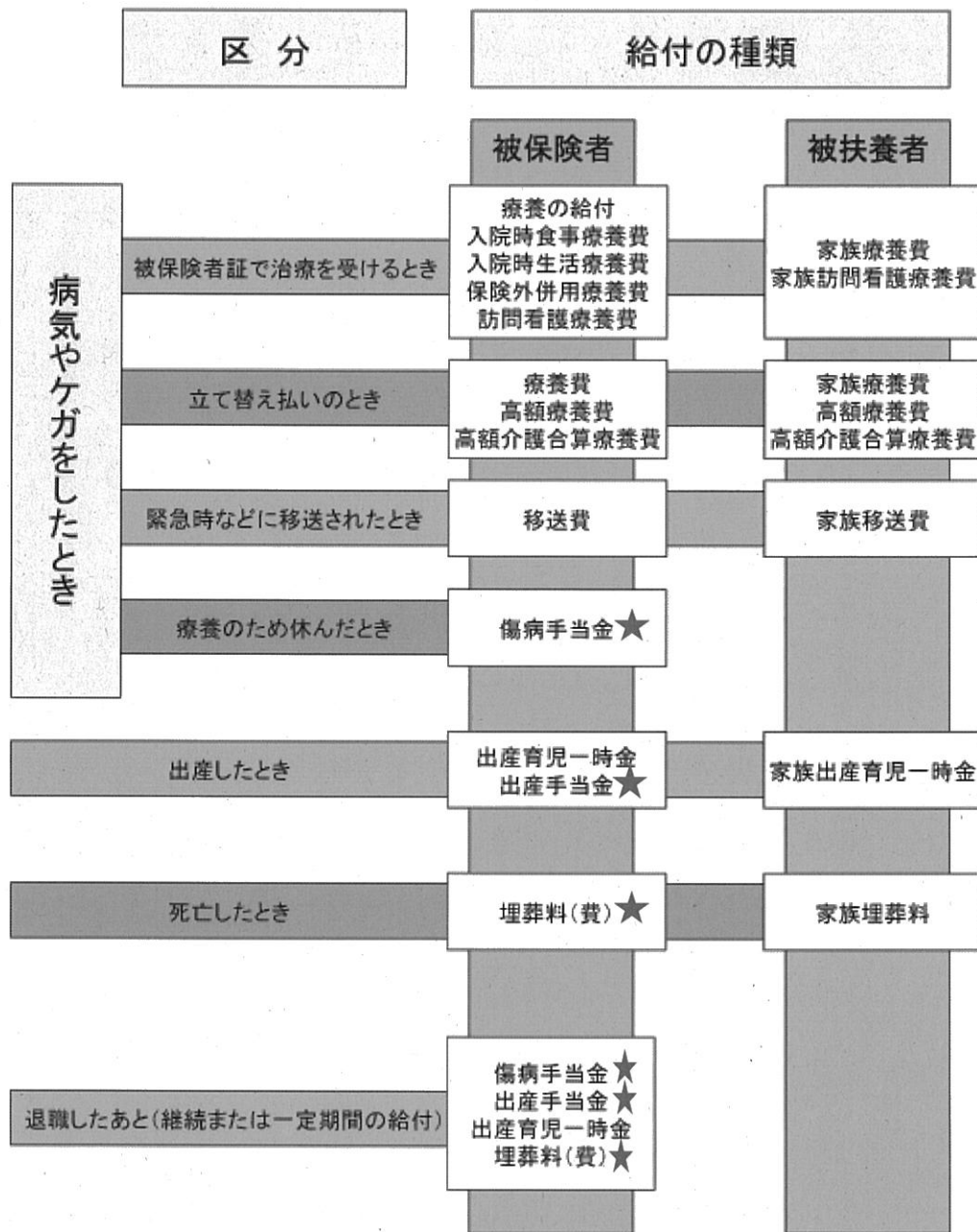
健康保険について

健康保険では、被保険者が病気になった時・けがをした時・亡くなった時、出産した時等に保険給付が行われます。

被保険者証 (カードの保険証)	病院等で保険診療を受ける資格があることを示す証明書です。 大切に取扱いましょう。
保険証の有効な期間	資格取得日(辞令の発令日)から辞令の任用期間の終了日まで。 <u>資格喪失後は無効であり、持っいても使用できません。</u>
任用が終了したら・・・	<u>保険証は必ず5日以内に返却してください。</u> 返却が遅れると資格喪失手続きに時間がかかりますので、任用校または福利課へ速やかに返却してください。 (郵送による返却：個別郵便番号につき住所省略可 〒630-8502 奈良県教育委員会事務局 福利課 総務企画係宛)
家族を扶養する時 (子の出生等)	「健康保険被扶養者(異動)届」(☆)を福利課経由で奈良年金事務所へ届け出ます。被扶養者証(新しいカードの保険証)の交付があります。
出産する時	産前産後休業を取得し、保険料の免除を受けようとするときは「産前産後休業取得者申出書」を福利課に提出してください。 詳細は日本年金機構ホームページをご確認ください。
家族を扶養しなくなった時 (就職等)	「健康保険被扶養者(異動)届」(☆)に被扶養者の保険証を添付して福利課へ提出してください。福利課より奈良年金事務所へ届け出ます。
氏名が変わった時	「健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更届」(☆)に保険証を添付して福利課へ提出してください。変更後の氏名で新しい保険証の交付があります。
住所が変わった時	「健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届」(☆)を福利課経由で奈良年金事務所に提出します。保険証・年金手帳の添付は必要ありません。
勤務中や通勤途上でケガをした時は？	<u>原則として保険証を使用することはできません。</u> 公務災害の申請手続きが必要となります。病院の窓口でその旨を伝え、受診してください。公務災害の手続きは任用校より教職員課へ行います。 (公務災害が認められない場合は、健康保険の適用となります。)
自動車事故やケンカでケガをした時は？	加害者(第三者)が治療に要する費用を負担すべきなので、保険証の使用はできません。 やむを得ず保険証を使用した場合には、全国健康保険協会奈良支部に「第三者行為による傷病届」等の提出が必要となります。速やかに全国健康保険協会奈良支部(0742-30-3705)に連絡してください。

☆マーク書類は奈良県福利課ホームページからダウンロードすることができます。

● 保険給付の種類と内容



○ 上記給付を受けるための申請用紙は、[全国健康保険協会のホームページ](#)からダウンロードすることができます。申請用紙の記入方法及び添付書類等につきましては全国健康保険協会奈良支部へお問い合わせ下さい。(TEL:0742-30-3700[業務グループ])

ただし、上記給付関係の申請で、事業主を経由する必要のある届出については(上記★マーク)、必ず事業主である福利課に提出してください。

○ 入院費用の窓口負担を軽減するため、全国健康保険協会の限度額適用認定を事前に受けると、一医療機関ごとの入院費用の窓口での支払いが高額療養費における自己負担限度額までとなります。ご活用ください。

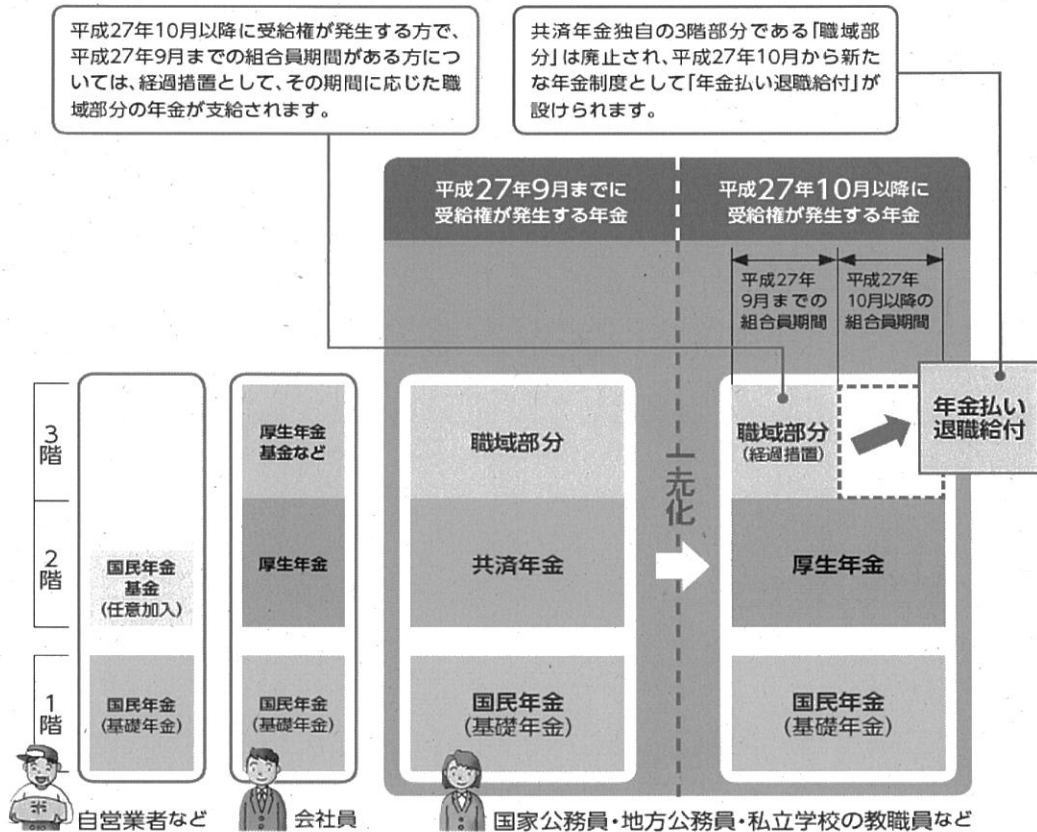
厚生年金保険について

日本国内に居住している全ての方は、働き方、暮らし方、年齢等に応じて公的年金に加入することとなっています。公的年金は3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法等が違います。

	どんな人が？	加入の届け出は？	保険料の納付は？
第1号	無職・自営業者等 (20歳～原則60歳)	ご自身で市区町村役場へ届出	ご自身で納付
第2号	会社員・公務員等 (就職～退職(70歳))	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号	専業主婦等 (20歳～60歳)	配偶者(第2号)の勤務先が届出	なし(第2号被保険者全体で負担)

● 年金制度のイメージ図

● 公的年金制度の体系



みなさんが厚生年金保険に加入することで、国民年金の第2号被保険者となります。

【例えば】 太郎さん、花子さんご夫婦が20歳から60歳まで加入する年金は？

太郎さん：〔20歳に到達〕 学生なので国民年金（第1号被保険者）に加入
 〔22歳で就職〕 会社員になり厚生年金（第2号被保険者）に加入
 〔45歳で転職のため退職〕 次の会社に就職するまでは国民年金（第1号被保険者）に加入
 〔58歳で退職〕 退職後も60歳までは国民年金（第1号被保険者）に加入

花子さん：〔20歳に到達〕 20歳到達時はすでに会社員で厚生年金（第2号被保険者）に加入
 〔29歳で結婚・退職〕 夫に扶養されている間は国民年金（第3号被保険者）に加入
 〔45歳で夫が退職〕 国民年金の第1号被保険者に変更
 〔夫が再就職〕 国民年金の第3号被保険者に変更
 〔夫が58歳で退職〕 60歳までは国民年金（第1号被保険者）に加入

	20歳	22歳(就職)	45歳(転職)	58歳(退職)	60歳
太郎さん (夫)	学生	会社員	無職	会社員	無職
	第1号 (国民年金)	第2号 (厚生年金)	第1号 (国民年金)	第2号 (厚生年金)	第1号 (国民年金)
	20歳	29歳(結婚)	専業主婦		60歳
花子さん (妻)	会社員				
	第2号 (厚生年金)	第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)	第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)

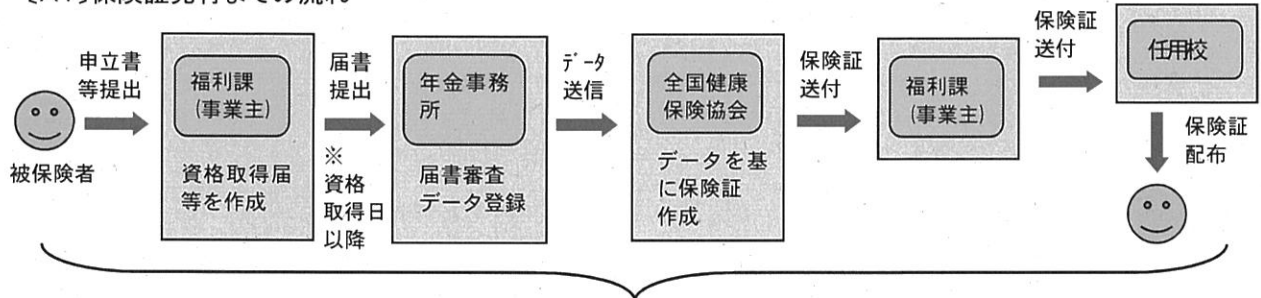
◎ 第1号、第2号、第3号の被保険者期間(保険料納付済期間及び保険料免除期間)を合計して10年以上ある場合に老齢基礎年金の受給資格ができます。
 また、20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

よくあるご質問

Q&A

【Q1】新しい保険証はいつ頃もらえますか？

〔A1〕保険証発行までの流れ



通常資格取得日から2～3週間程度を目処にしてください。

ただし、4月当初は通常よりも日数がかかります。

医療機関を受診する場合には、次の〔A2〕のようにお答えください。

【Q2】保険証が手元に届くまでに病院にかかる必要が生じた場合、どうしたらいいですか？

〔A2〕病院の窓口で『健康保険の手続き中でまだ手元に届いていません。後日提示します。』と伝えてください。健康保険の資格取得日以降は保険適用での受診資格がありますが、保険証の提示ができないので、一旦10割負担になる場合があります。

その場合は、後日保険証を提示し、窓口で7割分精算してください。窓口精算できないと言われた場合には、7割分を全国健康保険協会に請求することになります。「療養費」の請求書の提出が必要となります。様式は、全国健康保険協会奈良支部 HP からダウンロードしてください。

【Q3】任用が終了しました。保険証はどうしたら良いですか？

〔A3〕任用の終了の日に受診予定がなければ、学校の事務の方に返却してください。ご本人から直接福利課に返送して頂いてもかまいません。

退職日の翌日以降は、保険証は使えませんので、ご注意ください。

(〒630-8502(個別郵便番号) 奈良県教育委員会事務局 福利課 総務企画係宛)

【Q4】今まで自分で支払っていた国民年金の支払いはどうすれば良いですか？

〔A4〕厚生年金保険に加入することで、国民年金も納付していることとなりますので、資格取得の月以後は自分で納める必要はありません。給与から控除されます。

【Q5】給与から2倍の社会保険料が控除されたのですが？

〔A5〕社会保険料は、原則1か月遅れで給与から控除されます。4月分の社会保険料は5月の給与から控除します。その結果、例えば3月31日までの任用の場合、3月の給与から2月分と3月分の2か月分の社会保険料が控除されることとなります。任用が各月の月末で終了する場合には、終了月には2か月分の社会保険料控除となります。

【Q6】保険料はどのように決定するのですか？

〔A6〕通勤手当、扶養手当等の諸手当も含めた総支給額(税控除前の額)により標準報酬月額として決定されます。標準報酬月額と1か月の社会保険料の額については、保険証の送付の時や等級の改定があった時に所属宛に通知します。標準報酬月額に次の料率を掛けた額の半分が個人負担分となります。

●健康保険の保険料率
9.96%
11.60%

40歳から64歳まで
介護保険料を含む

●厚生年金保険の保険料率
18.30%

*保険料率はR04.3月分～

【Q7】退職後、健康保険の任意継続をすることはできますか？

〔A7〕被保険者でなくなった日までに継続して2か月以上の被保険者期間がある場合には、健康保険の任意継続被保険者となることができます。

任意継続を希望する場合は、退職日の翌日から20日以内に住所地を管轄する全国健康保険協会の都道府県支部に、ご本人が届出をする必要があります。任意継続被保険者の保険料は在職中に控除されていた健康保険料の約2倍となります。(事業主が負担していた保険料が全額本人負担となるため。)

詳しくは、下記、全国健康保険協会奈良支部へお問い合わせいただくか、最終ページ『退職後の健康保険のご案内』をご覧ください。

(全国健康保険協会のホームページから「任意継続被保険者資格取得申出書」を印刷することができます。)

また、任意継続の保険証は、事業主(福利課)が年金事務所へ資格喪失届を提出した日以降でなければ発行できないため、任意継続希望者は、まずは福利課へご一報ください。迅速に対応いたします。

(福利課 総務企画係 Tel 0742-27-9806)

【全国健康保険協会 奈良支部の連絡先】

所在地 〒630-8535
奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階
電話番号 0742-30-3700〔業務グループ〕

【Q8】退職後、国民健康保険・国民年金に加入するため「資格喪失証明書」が必要だと言われました。

〔A8〕「資格喪失証明書」はご本人が年金事務所に申請すれば交付されます。

あるいは、「資格喪失証明書」の代わりになるものとして、「健康保険 厚生年金保険加入期間証明書」を福利課で発行しています。こちらでよろしければ、別添『加入期間証明書 発行願』を記入の上、切手を貼った返信用封筒とともに下記まで郵送して下さい。

(年金事務所に資格喪失届を提出してからの発行となります。資格喪失届には保険証の添付が必要です。)

(〒630-8502 奈良県教育委員会事務局 福利課 総務企画係宛 Tel 0742-27-9806)

【Q9】離職票の交付はいつごろですか？

〔A9〕雇用保険の離職票は奈良県教職員課が担当となりますので、そちらにお問い合わせください。

(奈良県教育委員会事務局 教職員課 給与係 Tel 0742-27-9843)

社会保険加入条件について

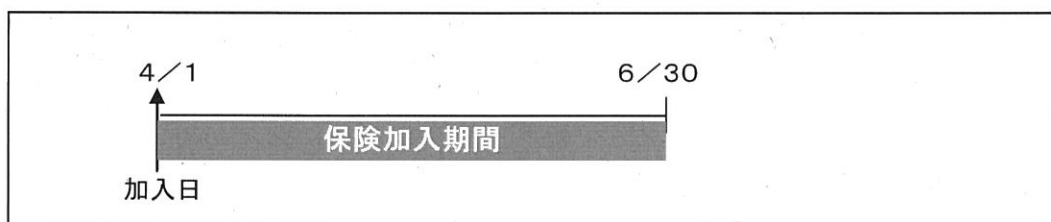
任用期間が2か月を超えたら、奈良県教育委員会が事業主の社会保険(健康保険+厚生年金保険)加入です。

ご本人が今まで加入していた健康保険からは脱退して頂くことになります。

ご家族の健康保険被扶養者であっても、ご本人の任意継続組合員であっても、今回の任用に基づく健康保険が優先します。(健康保険法第3条に基づく強制被保険者)

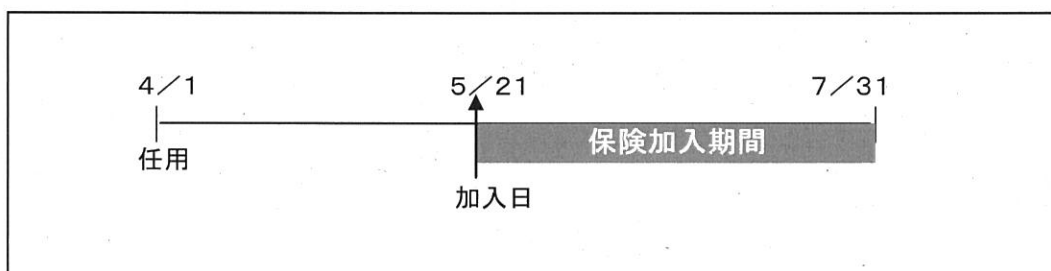
【例1】 任用が4/1から6/30まで

(4/1当初から2か月を超える日である6/1以降も任用があるため、4/1~加入)



【例2】 任用が4/1から5/20までの後、引き続き5/21から7/31日までの任用

(4/1から2ヶ月を超える日である6/1まで任用があることが判った時、5/21~加入)



職員の方ご自身で行う手続きについて

資格取得

のとき

～就職したとき～

いままで加入していた健康保険からの脱退手続きをしてください

手続場所は加入していた健康保険の種類によって異なります。

- 国民健康保険 → 各市町村役場へ
- 健康保険(組合) → 会社等の事務担当者へ
- 共 済 組 合 → 学校等の事務担当者へ

※ 新しい「健康保険被保険者証」(保険証)が脱退手続きをするための証明になります。

お手元に届いたらすぐに脱退手続きをしてください。

※ 新しい保険証が届くまで、以前の保険証を使用しないように注意してください。

(P5 Q&A 【Q2】参照)

資格喪失

のとき

～退職したとき～

新たに健康保険に加入する手続きをしてください

手続場所は加入する健康保険の種類によって異なります。

- 国民健康保険 → 各市町村役場へ
- 健康保険(組合) → 会社等の事務担当者へ
- 共 済 組 合 → 学校等の事務担当者へ

※ 健康保険に加入するためには、いつで資格を喪失したか、またはいつ退職したかを確認するための書類が必要な場合があります。(P6 Q&A 【Q8】参照)

※ 健康保険の扶養に入る場合には、扶養の申告をする方の勤務先などに添付が必要な書類をおたずねください。

国民年金の種別変更に関する手続きをください


手続の方法は第1号から第3号までの、被保険者の種類によって異なります。

- 第1号被保険者になる場合 → 各市町村役場へ
- 第2号被保険者になる場合 → 新しい勤務先で行うため、ご本人が手続きをする必要はありません。
- 第3号被保険者になる場合 → 配偶者である第2号被保険者の勤務する会社経由で届け出ることになっています。

～ 全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険証をお持ちの方へ～

退職後の健康保険のご案内

退職すると、退職日の翌日から保険証が使えなくなります。そのため、退職後は新たな健康保険への加入手続きが必要となりますので、次の3つから保険料などを比較のうえ、加入手続きをしてください。

加入先	① 協会けんぽの 任意継続 に加入する	② 市町村の 国民健康保険 に加入する	③ ご家族の健康保険の 被扶養者 になる
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの 市町村役場	ご家族の 勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ●退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること。 ●退職日の翌日から20日以内に加入手続きをすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●お住まいの市町村役場の国民健康保険担当課までお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 ●ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料は、退職前の給料から控除されていた保険料を2倍した金額になります。 ※保険料には上限があります。 ※ご住所と退職前に加入されていた都道府県支部が異なる場合等は、保険料を2倍した金額にならない場合があります。 ※法改正や標準報酬月額及び保険料率の変更等により保険料が変わることがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料（税）は、前年の所得や加入する世帯の人数などにより決まります。 ●お住まいの市町村により保険料の算出方法が異なります。 ※倒産・解雇・雇止めなどにより離職した場合は、保険料（税）が軽減されることがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●被扶養者の保険料負担はありません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 保険証は退職日までしか使えません。 </div> 

退職後の健康保険を選択する際は、一般的には「③ご家族の健康保険の被扶養者」が保険料負担が生じず一番有利ですが、被扶養者の条件を満たしていない場合は、「①任意継続」と「②国民健康保険」の保険料を比較したうえで、どちらの健康保険に加入するかご検討ください。

※退職前1年間に高額な医療費を複数月ご負担されている場合（高額療養費の多数該当に該当する場合）などは、任意継続の方が有利となることもあります。

「任意継続申請セット」をお送りします。

当支部では、退職後の健康保険の手続きをスムーズに行っていただくことを目的として、「退職後の健康保険に関するご案内（リーフレット）」と「任意継続加入申込書」及び「返信用封筒（切手必要）」などをセットにした「任意継続申請セット」を配布しています。

「任意継続申請セット」をご希望の場合は、当支部業務グループまで電話（0742-30-3700）又はFAX（0742-30-3670）でご連絡ください。

協会けんぽの加入事業所のご担当者様へ ～ ご協力をお願い～

- 「任意継続申請セット」を事前にお取り寄せいただき、ご退職予定の加入者様へお渡しください。
- 加入者の方が退職された場合は、「被保険者資格喪失届」を早急に管轄の年金事務所（日本年金機構）へご提出ください。



全国健康保険協会 奈良支部
協会けんぽ

ホームページへのアクセス

協会けんぽ 奈良

検索



加入期間証明書 発行願

令和 年 月 日

※切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、郵送して下さい。

(〒630-8502 (住所省略可) 奈良県教育委員会事務局福利課 総務企画係)

所属コード：

所属名：

職員番号：

職員名：

下記の者が、下記の期間、社会保険に加入していたことの証明書の発行を願います。

	氏名	続柄	期間						
被保険者		本人	年	月	日	～	年	月	日
被扶養者			年	月	日	～	年	月	日
			年	月	日	～	年	月	日
			年	月	日	～	年	月	日
			年	月	日	～	年	月	日

保険証をお手元にお持ちの方は、こちらに貼り付けてご返却下さい。